

登記事項証明書について

許可申請書に添付する書類の一覧(5)にある登記事項証明書については、法第7条第5項第4号イに規定する、欠格要件に該当していないかどうかを審査するために必要となる書類です。

この証明書は、許可申請書類に添付していただく必要がありますので、東京法務局に申請して証明を受けてください。交付申請ができるのは本人、配偶者及び四親等内の親族に限られます。

なお、代理人によって申請することもできますが、その場合は、申請書に請求権者が作成した委任状を添付する必要があります。

登記事項証明書

- 交付申請する書類
　　成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書
- 交付申請先
　　〒102-8225
　　東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
　　東京法務局民事行政部 後見登録課
　　TEL03-5213-1234
- 証明書の手数料
　　登記されていないことの証明書は、1通につき登記印紙500円（1人）
- 郵送で証明書を申請する場合は、返信用封筒に申請人の住所氏名を記載し、80円切手を貼付して申請書に同封する
- 申請用紙は、最寄の法務局・地方法務局及びその他の支局等で入手することができます。また、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/MINJI/>)でも入手できます。
- 登記印紙は、各中央郵便局、各家庭裁判所の最寄の郵便局、法務局・地方法務局及びその支局に設置されている印紙売り場（場所によってはあります）で入手できます。
※ 伊那大芦郵便局、長野地方法務局伊那支局で取扱